

5環第426号
令和5年7月19日

関係各位

愛媛県県民環境部長

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）
日頃から、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、建築物等の解体等工事を行う際は、大気汚染防止法施行規則第16条の5に基づき、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなっていますが、この度、大気汚染防止法施行規則等が改正され、令和8年1月1日から、一部の工作物に係る解体等工事についても、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなりましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

【改正告示の概要】

(1) 有資格者による工作物の解体等工事に係る事前調査を義務付け

石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物等の解体等工事を行う場合の事前調査について、有資格者による調査が義務付けられる。

（令和8年1月1日施行）

(2) 石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物の変更

石綿等が使用されているおそれが高い工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い」を追加した。（令和5年10月1日施行）

【再周知事項】

(1) 有資格者による建築物等の解体等工事に係る事前調査を義務付け

大気汚染防止法の一部を改正する法律等（令和2年6月5日公布）の施行に伴い、令和5年10月1日以降に工事に着手する建築物等の解体等工事に係る事前調査について、有資格者による調査が義務付けられる。

担当

愛媛県県民環境部環境局
環境・ゼロカーボン推進課
大気・水環境グループ 西田
Tel 089-912-2347
Fax 089-912-2344

大気汚染防止法施行規則等の一部改正について

【概要】

令和5年10月1日以降に着手する建築物等の解体等工事については、大気汚染防止法施行規則第16条の5に基づき、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなっているが、令和8年1月1日から、一部の工作物に係る解体等工事についても、有資格者による石綿事前調査を義務付ける。これに伴い、関連告示の改正を行う。(石綿障害予防規則の改正は令和5年3月27日に告示済み。)

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲いには、石綿含有建材が使用されている可能性が高いことが判明したため、特定工作物(石綿含有建材が使用されている可能性が高いものとして、環境大臣、厚生労働大臣が定めている。)に追加する。(令和5年10月1日施行)

①一部の工作物の解体等工事に係る有資格者による石綿事前調査の義務付け
(令和8年1月1日施行)

②観光用エレベーターの昇降路を特定工作物とする
(令和5年10月1日施行)

【解体等工事に係る石綿事前調査の結果報告と資格要件】

	解体前の 事前調査	県への 事前調査 結果報告	調査者の 資格要件	資格者による調査	
				建築物 調査者資格	工作物 調査者資格
建築物	必要	必要	あり	可能	不可能
特定工作物① ^{※1}	必要	必要	あり	不可能	可能
特定工作物② ^{※2}	必要	必要	あり	可能	可能
その他工作物	必要	不要	なし	可能	可能
石綿が使用されて いるおそれがある その他工作物 ^{※3}	必要	不要	あり	可能	可能

※1：反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備

※2：煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い

※3：塗料等の石綿を含むおそれのある材料が使用されている工作物

環水大大発第2306231号
令和5年6月23日

各 都道府県 大気環境主管部局長 殿
大気汚染防止法政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和5年省令第10号。以下「改正省令」という。）、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第47号。以下「改正調査者告示」という。）及び特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第48号。以下「改正特定工作物告示」という。）が令和5年6月23日に公布され、改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行されることとなった。

貴職におかれでは、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）においては、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）における石綿の飛散防止のための規制を行っている。法第18条の15第1項及び第4項において、解体等工事の元請業者及び自主施工者は、特定建築材料（吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものをいう。）の使用の有無等について、事前に調査（以下「事前調査」という。）することとされている。

このうち、建築物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第16条の5に基づき、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせることとされている（令和5年10月1日施行）。

今般、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の場合を除き、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせなければならないこととするため、施行規則及び設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和2年10月環境省告示第76号）を改正した。

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性が高いことが明らかになったことから、特定工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものをいう。）に追加するため、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号。以下「特定工作物告示」という。）を改正した。

第2 工作物の解体等工事に係る事前調査を行う者等（施行規則第16条の5）

事業者は、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について適切に調査を実施するために必要な知識を有する者（以下「調査者等」という。）に行わせなければならないこととした。

ただし、特定工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴う場合に限ることとした。「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）が含まれる。

なお、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査の円滑な実施に十分な人数の調査者等を養成するため、当該者に調査を行わせる義務については、令和8年1月1日より適用することとしたが、義務付け適用以前においても、事前調査は調査者等に行わせることが望ましい。

以上のことから、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知。以下「令和2年11月施行通知」という。）のうち、第3 事前調査 2 事前調査の方法（2）調査を適切に行うために必要な知識を有する者における「なお、

工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務づけることとはしていない。」の記載については、改正省令の公布の日をもって削除する。

第3 工作物の解体等工事に係る事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者（改正調査者告示）

以下に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

- (1) 特定工作物告示第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物に係る解体等工事

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者

- (2) 特定工作物告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物に係る解体等工事、又は、特定工作物告示に規定するもの以外の工作物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うもの

(1) に掲げる工作物石綿事前調査者又は登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

第4 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の追加（改正特定工作物告示）

特定工作物として、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」を追加した。

なお、「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号に規定する「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

第5 作業基準における除去又は囲い込み等の完了の確認

施行規則第16条の4第5号において、特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了後に（これらの作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に）、これらの作業が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせることとしている。

工作物に係る特定粉じん排出等作業における「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。）をいう。

以上のことから、令和2年11月施行通知のうち、第10 作業基準 5 除去又は囲い込み等の完了の確認における「ただし、工作物については事前調査に必要な知見が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討することとしており、工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務付けることとはしていないことから、工作物に係る特定粉じん排出等作業においては、石綿作業主任者に確認を行わせることとする。」の記載については、改正省令の公布の日をもって削除する。

第6 施行期日

改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行することとした。

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事において、事前
調査結果の報告が必要

建築物

特定工作物
(1～5、
7～11)

特定工作物
(6、
12～17)

特定工作物
以外

塗料その他
の石綿等が
使用されて
いるおそれ
がある材
料の除去作業
を伴う場合

建築物石綿含有建材調査者等

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。

建築物石綿含有
建材調査者等に
による調査が必
要

工作物石綿事前
調査者による調
査が必
要

建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者に
による調査が必
要

特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1：反応槽 | 2：加熱炉 |
| 3：ボイラー及び圧力容器 | 5：焼却設備 |
| 4：配管設備 | 8：発電設備 |
| 7：貯蔵設備 | 10：配電設備 |
| 9：変電設備 | 11：送電設備 |
| 12：トンネルの天井板 | 13：プラットホームの上蓋 |
| 14：遮音壁 | 15：軽量盛土保護パネル |
| 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 | 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い |

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ
が大きいものとして環境大臣が定める工作物」
(令和2年10月環境省告示第77号) の号番号

○環境省告示第四十七号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）第十六条の五第二号の規定に基づき
、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和二年十月環境省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改

正

後

改

正

前

大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十一年四月八日厚生労働省告示第一号。次号において「登録規

成三十年国土交通省告示第一号。次号において「登録規

程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 一戸建て住宅等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

三 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和二年十月環境省告示第七

大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十一年四月八日厚生労働省告示第一号。次号において「登録規

程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

（新設）

十七号。以下「告示」という。) 第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 登録規程第二条第

五項に規定する工作物石綿事前調査者

登録規程第二条第

四 告示第六号及び第十二号から第十七号までに掲げる工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事、若しくは、告示に規定する工作物以外の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のうち塗料その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の除去の作業を伴うもの 第一号又は前号に掲げる者

(新設)

○環境省令第十号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
（通商産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改	正	後		改	正	前
				(解体等工事に係る調査の方法)			
第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方 法は、次のとおりとする。				第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方 法は、次のとおりとする。			
一 (略)	二 解体等工事（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事にあっては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。）に係る前号に規定する調査（前号ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。	一 (略)	二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査（前号ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。				
三 (略)							

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一・二 (略)

三 工作物 (第十六条の五第二号の環境大臣が定める工作物に限る。) を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

2
3
4 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一・二 (略)

三 工作物 (特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。) を解体し、改造成し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

2
3
4 (略)

第六章

卷之三

四百一

卷之三

被保険者等の被保険者の氏名 又は名前及び住所並びに法人 の名称、その代表者の氏名 は次の如き、その代表者の氏名 は次の如き	
被保険者等の被保険者の氏名 又は名前及び住所並びに法人 の名称、その代表者の氏名 は次の如き、その代表者の氏名 は次の如き	被保険者等の被保険者の氏名 又は名前及び住所並びに法人 の名称、その代表者の氏名 は次の如き、その代表者の氏名 は次の如き

被保の作業の対象となる床面積の合計 床保の作業で長期間の保管のための算定代金の合計	会員 考
前項調査を終了した年月日 原因による調査及び目次による調査を行つた者	年 月 日
氏名 講習実績欄の名稱(一般・特定・一日建て室・工事物・その他)	氏名
会員による調査を行つた箇所の氏名及び所属する機関又は法人の名稱	会員実績欄の名稱(一般・特定・一日建て室・その他)

前項調査の結果特定期間内に該当しない場合の判断の根拠		前項調査の結果特定期間内に該当しない場合の判断の根拠	
壁 磁 材 料 の 様 項 有 し	石 番 み な 石 番 ③ 日 本 の 建築用 等 (4)を除く。	壁 磁 材 料 の 様 項 有 し	石 番 未 だ 分 け ず ④ 建築材 用 施工 者による 証明。
吹付石膏	口 口 口 口	吹付石膏	口 口 ④ 吹付石膏の 建築材 用 施工 者による 証明。
保温材	口 口 口 口	保温材	口 口 ⑤ 建築材 用 施工 者による 証明。
織物断熱材	口 口 口 口	織物断熱材	口 口 ⑥ 建築材 用 施工 者による 証明。
隔壁用折板断熱材	口 口 口 口	隔壁用折板断熱材	口 口 ⑦ 建築材 用 施工 者による 証明。
耐火被覆材(次回被覆材を除き、ついで取り扱ひるシート板第2種を含む)	口 口 口 口	耐火被覆材(次回被覆材を除き、ついで取り扱ひるシート板第2種を含む)	口 口 ⑧ 建築材 用 施工 者による 証明。
住上資材	口 口 口 口	住上資材	口 口 ⑨ 建築材 用 施工 者による 証明。
スレート波板	口 口 口 口	スレート波板	口 口 ⑩ 建築材 用 施工 者による 証明。
スレートホーリー	口 口 口 口	スレートホーリー	口 口 ⑪ 建築材 用 施工 者による 証明。
屋根用化粧スレート	口 口 口 口	屋根用化粧スレート	口 口 ⑫ 建築材 用 施工 者による 証明。
けい酸カルシウム板第1種	口 口 口 口	けい酸カルシウム板第1種	口 口 ⑬ 建築材 用 施工 者による 証明。
伸張板形セメント板	口 口 口 口	伸張板形セメント板	口 口 ⑭ 建築材 用 施工 者による 証明。
セメントセメント板	口 口 口 口	セメントセメント板	口 口 ⑮ 建築材 用 施工 者による 証明。
セメントタイル	口 口 口 口	セメントタイル	口 口 ⑯ 建築材 用 施工 者による 証明。
瓦製セメントタイル	口 口 口 口	瓦製セメントタイル	口 口 ⑰ 建築材 用 施工 者による 証明。
石膏ボード	口 口 口 口	石膏ボード	口 口 ⑱ 建築材 用 施工 者による 証明。
コックタール被覆瓦井板	口 口 口 口	コックタール被覆瓦井板	口 口 ⑲ 建築材 用 施工 者による 証明。
セメント材	口 口 口 口	セメント材	口 口 ⑳ 建築材 用 施工 者による 証明。
其他の材料	口 口 口 口	其他の材料	口 口 ㉑ 建築材 用 施工 者による 証明。

備考

- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改修又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合は記載すること。
- 2 調査実施機関の名稱の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習会修了証（平成80年度会員登録者・国土交通省告示、認可省告示第1号）、第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、税務、簡易簿記課に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、税務、同法第4項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、税務、同法第4項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合、同様に印を付すとともに、同規範に基づく建築物石綿含有建材調査者の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者、その他の記載を付すこと。
- 3 事前調査の結果及び特定建築物石綿含有建材調査者に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の効率となる建物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する指標を満たす場合については、必ずしも該所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 認可の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、国際、共等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

備考

- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改修又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合は記載すること。
- 2 調査実施機関の名稱の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習会修了証（平成30年度会員登録者・国土交通省告示、認可省告示第1号）、第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、税務、簡易簿記課に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、税務、同法第4項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、税務、同法第4項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合、同規範に基づく建築物石綿含有建材調査者の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すこと。
- 3 事前調査の結果及び特定建築物石綿含有建材調査者に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の効率となる建物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する指標を満たす場合については、必ずしも該所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 認可の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、国際、共等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

正)

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則第十六条の十一の改正規定を次のように改める。

	改 正 後	改 正 前
第十六条の十一 (略)	(解体等工事に係る調査の結果の報告)	(解体等工事に係る調査の結果の報告)
2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。	2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。	2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項	二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項	二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項
三 (略)	三 (略)	三 (略)
七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要
八 (略)	八 (略)	八 (略)
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)	3 · 4 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年一月一日から施行する。

○環境省告示第四十八号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）第十六条の十一第一項第三号の規定に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和二年十月環境省告示第七十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示

第一条 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和二年十月環境省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十七 觀光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

第二条 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を次のように改正する。

本則中「第十六条の十一第一項第三号」を「第十六条の五第二号」に改める。

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年一月一日から施行する。